

2019年6月28日

各 位

会 社 名 株式会社ユーシン
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 岡部 哉慧
(コード番号：6985 東証第一部)
問合せ先 執行役員
管理本部長 稲岡 達也
TEL：03 (5539) 6060

「臨時株主総会招集ご通知」の一部修正等について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2019年6月21日にご送付申し上げました当社「臨時株主総会招集ご通知」中の株主総会参考書類の記載事項の一部に修正すべき点がございましたので、ここでお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり修正させていただきます。

敬具

記

修正箇所（修正箇所は下線で示しております）

I. 臨時株主総会招集ご通知 13 頁

3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(2) 親会社等がある場合に親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項

③ 当社における第三者委員会の設置

(修正前)

そして、当社は、その後、公開買付者より、国内外の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了したことから、公開買付者は、その他の本公開買付前提条件が充足されれば、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、本公開買付けを2019年2月15日から開始したい旨の連絡を受け、2019年2月12日に、本公開買付けが開始されるにあたり、当社が設置した第三者委員会に対して、改めて2018年11月6日付答申書の

内容に変更がないか否かを検討し、当社の取締役会に対して、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の内容の答申を行うことを諮問いたしました。第三者委員会は、当該諮問事項に対して検討を行った結果、2018年11月6日以後の当社の業況（当社業績予想修正プレスリリースに記載の内容も含まれます。）や本取引を取り巻く環境に重大な変更が見られないこと等を確認し、当社取締役会に対して、2019年2月12日付答申書を提出いたしました。

(修正後)

そして、当社は、その後、公開買付者より、国内外の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了したことから、公開買付者は、その他の本公開買付前提条件が充足されれば、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、本公開買付けを2019年2月15日から開始したい旨の連絡を受け、2019年2月12日に、本公開買付けが開始されるにあたり、当社が設置した第三者委員会に対して、改めて2018年11月6日付答申書の内容に変更がないか否かを検討し、当社の取締役会に対して、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の内容の答申を行うことを諮問いたしました。第三者委員会は、当該諮問事項に対して検討を行った結果、2018年11月6日以後の当社の業況（当社業績予想修正プレスリリースに記載の内容も含まれます。）や本取引を取り巻く環境に重大な変更が見られないこと等を確認し、当社取締役会に対して、2019年2月12日付答申書を提出いたしました。そして、第三者委員会は、その提出後に生じた決算訂正等の事象により2019年2月12日付答申書の内容を変更する必要は認められない旨の意見書を提出いたしました。

II. 臨時株主総会招集ご通知 14 頁

4. 当社において最終事業年度の末日後に乗じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(修正前)

(2) タイ子会社における棚卸資産の過大計上及び売上原価の過少計上

当社の連結子会社であるU-SHIN (THAILAND) CO., LTD. (タイ ラヨン県) に関し、2019年12月期第1四半期末の実地棚卸の際の社内調査により、2012年11月期以降において棚卸資産が過大となり売上原価が過少となっている可能性があることが判明

し、社外の専門家を含むメンバーにより構成される調査委員会による調査を実施しました。

調査の結果、2012年11月期以降各期において仕掛品及び完成品の過大計上が確認され、2018年12月期においては仕掛品322百万タイパーツ及び、完成品1.4百万タイパーツがそれぞれ過大計上され、また損益に対して2012年11月期以降通算で324百万タイパーツの影響（売上原価の過少計上）があることが判明いたしました。

(修正後)

(2) 過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度決算短信等の訂正

当社の連結子会社であるU-SHIN (THAILAND) CO., LTD. (タイ ラヨン県) に関し、2019年12月期第1四半期末の現地棚卸の際の社内調査により、2012年11月期以降において棚卸資産が過大となり売上原価が過少となっている可能性があることが判明し、社外の専門家を含むメンバーにより構成される調査委員会による調査を実施しました。

調査の結果、2012年11月期以降各期において仕掛品及び完成品の過大計上が確認され、2018年12月期においては仕掛品321百万タイパーツ (1,088百万円※参考値) 及び、完成品1.2百万タイパーツ (4.1百万円※参考値) がそれぞれ過大計上され、また損益に対して2012年11月期以降通算で323百万タイパーツ (1,095百万円※参考値) の影響（売上原価の過少計上）があることが判明いたしました。詳細については、2019年6月17日付当社プレスリリース「調査報告書受領のお知らせ」をご参照ください。
(※円換算額につきましては2018年12月期の期末日レートを適用し算出しております。)

また、当社の連結子会社であるU-SHIN EUROPE LTD. (ハンガリー キスベル市) についても、2018年12月期における売上原価の修正等、2019年12月期第1四半期の決算手続上判明した必要と認められる訂正を行うことといたしました。これは2018年12月期に行った現地会計システム更新時に生じたトラブルによるものであります。

以上に伴い過年度決算の訂正並びに有価証券報告書及び四半期報告書に係る訂正報告書及び訂正決算短信等を開示いたします。詳細については、2019年6月17日付当社プレスリリース「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度決算短信等の訂正に関するお知らせ」をご参照ください。

Ⅲ. 臨時株主総会招集ご通知 14 頁

4. 当社において最終事業年度の末日後に乗じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(修正前)

(5) 特別損失の計上

当社は、2019年12月期第1四半期連結会計期間において、(i)欧州拠点に関する事業構造改革損失として361百万円の引当てのほか、(ii)2017年9月26日開催の当社取締役会で解散を決議した当社の連結子会社であるYUHSIN U. S. A. LTD. について2019年3月5日付で清算が終了したことに伴う為替換算調整勘定取崩損として572百万円、また、(iii)当社が納入した自動車部品に関し顧客が不具合対応を行ったことに伴い発生する費用見込額の一部に係る製品不具合対策費用として2,456百万円を特別損失に計上いたしました。

(修正後)

(5) 特別損失の計上

当社は、2019年12月期第1四半期連結会計期間において、(i)欧州・南米等の各拠点に関する事業構造改革損失として364百万円の引当てのほか、(ii)2017年9月26日開催の当社取締役会で解散を決議した当社の連結子会社であるYUHSIN U. S. A. LTD. について2019年3月5日付で清算が終了したことに伴う為替換算調整勘定取崩損として582百万円、また、(iii)当社が納入した自動車部品に関し顧客が不具合対応を行ったことに伴い発生する費用見込額の一部に係る製品不具合対策費用として2,503百万円を特別損失に計上いたしました。

なお、営業外において、既存外部借入に付していた金利スワップを2019年12月期第1四半期連結累計期間に解約し、金利スワップ費用(252百万円)を、営業外費用に計上しております。

以上